

## 第四回保安林整備等のあり方に関する検討会（議事概要）

1 日時 : 平成15年12月22日(月) 14:00~15:00

2 場所 : 林野庁林政部会議室

3 出席者:

(委員)

	池谷	キワ子	林業家
	上松	寛茂	(社)共同通信社 編集局 ニュースセンター委員
	糊澤	能生	早稲田大学法学部教授
座長	鈴木	雅一	東京大学大学院 農学生命科学研究科教授
	竹内	美次	(独)森林総合研究所 水土保持研究領域長
	田村	辰夫	群馬県吾妻東部森林組合 代表理事専務
	土屋	俊幸	東京農工大学 農学部助教授
	原田	敏之	特定非営利活動法人「穂の国森づくりの会」事務局長

(林野庁)

石原長官、梶谷森林整備部長、新木企画課長、沼田整備課長、上河治山課長、篠田森林保全課長、平野研究普及課長、佐古田監査官他

4 主な発言:

(委員)パブリックコメントの結果中「意見に対する考え方」は、林野庁の考え方を示したものであり、当検討会としてそれを了承したものと理解でよいか。

(事務局)しかり。

(委員)当検討会での検討課題は大きく分けて3つあったが、パブリックコメントで提出された意見の数は、若干特定保安林制度分野に偏っている。検討会の名称がそうさせた面もあり、報告書の公表の際には、保安林制度だけのものではないことをうまく工夫して出して欲しい。

(委員)報告はまずまずうまくまとめられていると思う。1の「現状・課題と対応方向」では、現在の流れがうまく整理されているように思う。

(委員)要整備森林における保安施設事業の実施手続についての記述を変更したとのことで、そのこと自体は理解できるのだが、実施される事業が間伐等の森林施業であれば、それほど強い受忍義務となるわけでもなく、地域森林計画の変更等の際に意見を聴く機会もあるのだから、元のままでもよいようにも思う。また、保安施設事業を実施するとは限らないものについてまで、利害関係者からの異議申立てがあれば全部意見の聴取会をすとなると、実務上の問題はないのか。

(事務局)森林施業の場合であっても、それにより森林所有者の意図していなかった伐採が行われること等もあることから、私権保護の観点からより慎重な手続をとることとした。